

甲府地方裁判所委員会 議事録

1 日時 平成19年4月25日(水) 午後2時から午後4時30分まで

2 場所 甲府地方裁判所大会議室

3 出席者

(委員・五十音順)

青柳委員, 足立委員, 井口委員, 稲葉委員, 加藤委員, 金田一委員, 興石委員,
高野委員, 永井委員, 牧島委員, 三木委員, 向山委員, 渡邊委員

(甲府地方裁判所)

柏木民事首席書記官, 松本刑事首席書記官, 小杉事務局長, 狩野事務局次長,
後藤総務課長(進行役), 高橋総務課課長補佐(書記), 井上庶務係長(書記)

4 議事等

(1) 新任委員の紹介

(2) 委員長の選出

(3) テーマ設定の趣旨及び進行予定の説明

(4) 裁判所からの情報提供と意見交換

① これまで甲府地方裁判所で行ってきた広報活動の概要

ア 日常的な広報活動

イ 企画的な広報活動

ウ 各種団体への働きかけ

② DVDビデオ「聞いてみよう。裁判員に選ばれるまで」の視聴

③ 意見交換

(5) 意見交換の概要

別紙のとおり

5 次回委員会のテーマについて

「裁判員制度広報の具体的な在り方」をテーマとして取り上げ, 意見交換等を

行う予定とした。

6 次回委員会期日

次回（第11回）期日を平成19年11月21日（水）午後2時からとした。

(別紙)

○裁判所の広報活動では、出前講義等の外部に出て行く活動が少ないと感じた。裁判所に来てもらうだけでなく、もっと外部に働きかける必要がある。各戸に配布される市町村の広報誌に記事を掲載したり、パンフレット等を各戸に配布したりしたらどうか。

○広報用DVDを図書館に配布したという報告があったが、レンタルビデオ店への無料備付けを行ったらどうか。三、四本をカウンターに置いてもらえば、図書館に配布するよりも広報効果があると思う。

○広報用DVDをコピーして、市町村・教育委員会・社会福祉協議会等に配布して、各団体に啓蒙活動をしてもらうと、効果があると思う。

○パンフレット等を全戸に配布する予定はあるのか。裁判員制度に関心がある人は、フォーラム等に来てくれるだろうが、関心のない人に対しては、裁判所側から届けるしかないのではないか。

○最高裁判所が作成したパンフレット等は、数に限りがあるので、全戸に配布するのは難しい。全戸に配布するとすれば、甲府地裁で独自にチラシ等を作成することになると思う。

○例えば、桃やぶどうの出荷時期に触れるなど、山梨の地域性に即したチラシを作成すれば、注目してもらえるのではないか。

○広報活動に当たっては、目的の整理が必要である。裁判員制度が始まることを知らせるのが入口である。中身がどういうものか知ってもらうのが次の段階で、協力してもらう心構えを作ってもらうのが3番目と思う。裁判員制度が始まる時期が決まっているのであれば、遡って、どの時期にどういうことをするか決めていないと有効ではない。今が、どの段階にあるか検証をしながらでないと、効果的に進められないのではないか。

○裁判員制度が始まるらしいということは、かなり周知されていて、今の問題は、山梨の特性として、どこの誰かわかるので「何となく嫌だ」ということだ

ろうと思う。

○広報活動を始めた当初は、制度が始まるということが中心であった。制度の内容を知ってもらう目的で裁判員制度フォーラムを2回行ったが、同じ人が来てくれたこともあるであろうし、この手法にも限界があると思う。

○広報にも、一般広報と、何か障害があるところに絞った広報と、2種類のものがあるかと思う。企業の場合、従業員が裁判員になったときに仕事を休めるか、休む場合にプラスアルファの有給休暇を作ってもらえるか、というあたりが難しいと思う。

○私の職場の職員に裁判員制度について聞いてみたら、制度があることは知っているが中身は知らない、という人がほとんどであった。入口段階での周知が、まだまだ必要なのではないかと思う。かなりの人が関心がない。一般広報が必要だと感じる。

○企業として休暇制度のことを考えると、プラスの有給休暇ということもあろうが、義務であれば公休ということになるし、手当が出るなら自分の有給休暇の中で、ということにもなる。辞退が例外的でないならば、義務とも言い切れなくなる。そこのところがわかりにくい。

○私の周りの人に裁判員制度について聞いてみたら、ほとんどの人が制度を知っているが、「面倒で、大変そうなので、やるのは嫌だ」と言う。特に、サラリーマンにとっては、制度が曖昧である。今のままだと、全員が「嫌だ」ということになりかねない。その辺りの広報がもっと必要である。

○裁判所としても、試行錯誤しながら広報活動をしているところがある。法律的には、裁判員になるのは義務なので、来ないと罰則がある。でも、国民に協力してもらおうと広報をしているので、罰則があるという切り口ではなく、聞く耳を持っているという切り口になっている。DVDビデオ「聞いてみよう。裁判員に選ばれるまで」では、4類型のうち3類型で辞退が認められているが、実際のイメージと合わないところがあるのは確かである。実際には、4類型目

の人が一番多いであろう。

○一般の人にとっては、裁判員になることは負担である。負担軽減について広報する必要がある。

○負担もいろいろあると思うが、どれが一番問題か。

○長い時間拘束されることである。一日のうちの時間帯も、何日かかるのかも、はっきりしない。また、素人が裁くことになるので、心理的な負担も大きい。

○裁判員の負担を軽減するために、法曹で検討していることが二つある。一つは、裁判の中身をわかりやすくすることである。書面ではなく、法廷に現れたもので判断していく。もう一つは、時間を短くすることである。法曹三者で公判前整理手続を行って証拠をコンパクトなものにして、短い期間で審理する。このような新しい審理では、70パーセントくらいの事件が3日以内に終わるといふ調査結果もある。

○検察庁内部でも、独自に模擬裁判を行って、検証作業をしている。人材派遣会社から、年齢や学歴がばらばらの法律を全く知らない人を派遣してもらって、試行錯誤しながらやっている。その中で、例えば「供述調書」のような、我々にとって当然の法律用語がわからずに、そこで思考が止まってしまったという話があった。派遣された人の中にも、裁判員役になるのを嫌がっている人もいる。そういう人でも、終わった後は、「疲れたけれど良かった」と言う。やってみてマイナスの経験だったと言う人はいない。

○私自身は未経験だが、公判前整理手続を経験した弁護士の本音として、本気になって争う事案ではこのようなことは難しい、というものがある。検察官もそうだと思うが、無罪を争うものでは、「わかりやすく」などと言っていられないところもあろうかと思う。裁判員制度になじまない事件もあるであろう。裁判員制度フォーラムで聞いていて、一般の人から、万引きや痴漢冤罪の事案の方が裁判員制度に合うのではないか、という声があったが、なるほどと思った。

○検察庁では、状況証拠を積み上げていくような事案でも模擬裁判をやっている。そういう事案でも、裁判員役の方々は、しっかりとした議論ができていた。

○検察官としても、わかりやすい裁判にしないといけない。公判前整理手続では、法廷に提出する証拠を出し合う。証拠の後出しをしない。これは、わかりやすい裁判に大きく資するのではないか。

○日本銀行でも、出前で話をしに行っている。金融政策についての情報や、多重債務や振り込め詐欺といった身近な情報を、もっと一般の人に知ってもらいたいが、ホームページに情報を載せ、チラシやパンフレットを用意しても、一般の人の側に切実な問題意識がないと、ホームページを見たり、チラシ等を取りに来てくれたりしない。ホームページを訪れてもらうこと、資料の1ページ目を開いてもらうことが重要である。そこで、こちらから出かけて行って、どうして知ってもらいたいのかを話して歩いた。その結果、年間1000人くらいの人が見学に来てくれている。

○裁判所の小冊子「よくわかる！裁判員制度Q&A」は、制度を知るには良いが、知りたくない人が見ようと思うインセンティブがない。知らないとどういう災いがあるのか、どういうメリットがあるのか、納得できないといけない。税金や選挙は、行政サービスの対価や民主制のためのものとして納得できる。それに通じるものが必要である。

○私の職場では、裁判員制度を知らない人はいなかった。でも、「素人が裁くのも、素人に裁かれるのも怖い」という人が多かった。どういう社会的要請があるのか、この制度がないと社会がどう困るのか、伝えないといけないのではないか。

○検察庁である企業を訪問したときに、「今の裁判制度は比較的うまくいっていると思うのに、なぜこの制度が必要なのか」と説明を求められた。そこから説明を始めたら納得してもらえた。

○もともと司法制度改革は、経済界から出た話である。事後チェック型社会に

移行していくと弁護士が足りなくなる。そこで法科大学院を作ることにした。裁判への国民参加も、そういう話の中から出てきた。

○それは一つの評価であって、今の裁判に欠陥があるから国民の目で正していかうというのが裁判員制度である。それを、弁護士はもっと言うべきである。

○警察では、以前は広報にあまり力を入れていなかったが、今では大きな柱の一つになっている。交通安全、飲酒運転撲滅、覚せい剤撲滅などのキャンペーンを行うときは、外郭団体とタイアップしつつ、市町村や民間団体を巻き込んでいる。山梨県警にもホームページがあり、積極的に情報提供している。不祥事についても、すぐに謝罪と再発防止策を掲載した。一番気をつけているのはわかりやすさで、警察用語や独特の言い回しを使わないようにしている。

○広報用ののぼり旗については、どのくらい効果があるのか検証できていないが、まず見てもらう、というところはあると思う。

○若い人には、ホームページで情報を入手する人が多い。冊子は、読むのが面倒だという人もいるのではないか。

○裁判員制度についても、最高裁ホームページで情報を入手できるようになっている。

○日本銀行では、アンケート会社に委託して、設問に答えてもらう形式で公聴を行っているが、裁判所ではどうか。

○制度的には行っていないが、単発的に裁判員制度について大規模な調査を行ったことはある。

○広報活動を効果的なものにするには、数値目標の設定が必要である。時間とお金には制限があるので、評価するシステムの導入が必要である。

○アンケートで、「どういった広報活動を望んでいるか」といった項目を作ると、いろいろなアイデアを書いてくれる人がいる。このような手法も効果的である。

○平成21年までのロードマップ的なものを作って、評価のタイミングを計っ

て、どれだけの人を巻き込んでいくか、ということを検討する必要があるだろう。

○県内には、経済団体がいろいろある。毎年5月は総会シーズンで、総会の後に講演会や研修会があるのが通例である。来年5月は裁判員制度の準備もいよいよの時期であろうから、今から働きかけて、総会で話ができるようにしてはどうか。例えば、法人会は、甲府だけで6000社が加盟し、鯉沢、大月、山梨にもある。女性部もあるし青年部もある。裁判員制度は、避けられない話題になってきているので、積極的に研修会等に働きかけてはどうか。

○私の社では、警察のシートベルト着用キャンペーンに協力しているが、社外活動という面と、社内の啓発という面がある。

○裁判は、一般の人にとっては非日常の世界である。一般の人の方から、近くに行ってみようと思うシステムを考えないといけない。裁判をドラマでしか見たことのない人もいるから、裁判員が活躍するドラマを作ったらどうか。

○一般の人にとって、裁判官や裁判のイメージは、固くて話が合わない、というものである。それを払拭するために、山梨県内で若い人に人気のある無料配布の雑誌に記事を書いたらどうか。若い人から若い人への口コミは大きい。無料配布雑誌は美容院等にも置いているので、中年層への情報提供もできる。

○県内の学校では、放課後にミニ講演会を開いているところがある。司法教育の一環として、働きかけてみてはどうか。

○農家の場合、自治会や公民館に年に数回集まる機会があるので、それを利用してはどうか。今は、農協よりも、公民館に働きかけた方が農家に情報提供できると思う。

○高校の同窓会でも勉強会をすることがあるので、働きかけてみてはどうか。山梨県では同窓会の結束が固いので、幹部に話をすれば、機会を作ることもできると思う。

○一般の人には、「どうして裁判員として参加するのか納得したい」という思いがある。DVDを貸し出すだけでなく、説明者に来てもらって、説明を聞

いて制度趣旨を納得すれば、関心のある人はもっと関心を持つと思う。

○裁判所としては、説明会への職員派遣を依頼された場合には、積極的に対応していきたい。

○私は、司法制度改革には、裁判に時間がかかり、難しく、国民意識とのずれがあることが根底にあったと思う。それをもっと伝えた方がいいのではないか。

○裁判員に当たった人には、きめ細かい対応が必要であろう。最初にきちんと説明して、「親切だからやってみようか」と思ってもらうのが大事ではないか。

○裁判所の入口での案内対応も「どこに行くんだ」といったものではよくない。案内対応を強化すべきである。

○裁判所にいらした方に失礼のないようにしながら、手続を円滑に進めていきたいと思っている。

○裁判所はサービス機関ではないが、サービスの意識改革が必要である。

○法律家は、座布団を高くしているようなところがあり、近寄りにくい。

○弁護士としては、法律を一般の人にわかりやすく説明しようとする、時間がかかることもあり、なかなか難しいのが実情である。

○法曹三者の裁判員模擬裁判では、一般の人に正確に説明しようと思って話をしてきた。一般の人からは、非常によく考えられた意見をいただいた。

○わかりやすさを追究すると、物事の本質をつかむ必要がある、迅速化を図ることができる。そのために公判前整理手続がある。

○介護保険は3年で見直すという話があったが、裁判員制度も始めてみて弊害があったら、見直していただきたい。

○どうして裁判員制度の対象事件が重大事件なのか、国民はわからないので、広報していただきたい。

(以 上)